

貸付自粛—本人申告（郵送用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる
～生活再建支援サービス～

1. 貸付自粛はどんな制度？

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので金銭管理のサポートに役立ててください。（※「クレジット契約」は、原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。）

2. 貸付自粛は誰ができますか？

- * 申告者が成人の場合、**原則本人申告**となります。（※成年後見人等の場合は、本人以外申告を参照してください。）
- * 申告者が未成年者の場合は、親権者(法定代理人)が申告手続きをできます。（※本人以外申告を参照。）

3. 本人申告の手続のご案内 **【重要】**

(1) 必要書類（重要）



- ① 申告書
- ② 本人確認書類 **2点**(公的な身分証明書)
- ③ 返信用切手 (**404円**) ※受付書面の返信用郵送料
- ④ 貸付自粛申告確認書 (申告理由がギャンブル等による場合は必要)

* 「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

(2) 申告書の取得



- ★以下、いずれかの方法で申告書を取得
- * 協会ホームページから申告書をダウンロード
- * 最寄りの支部に申告書の送付依頼連絡(下記5参照)

(3) 申告書の郵送



- * 協会の拠点支部あてに郵送 (下記5参照)

(4) 申告書が支部に到着



(5) 本人確認の電話



- * 原則、申告者の**携帯電話に連絡**します。(申告者のプライバシー保護のため)
- ★本人確認の連絡が取れないと「**不受理**」になりますので、注意してください。

(6) 本人確認完了



- * 自粛登録の入力処理

(7) 申告書の控えを郵送



- * 申告書記載の申告者の住所地に郵送されます。
- * 受付印が押され、受理日の確認ができます
- * 簡易書留で申告者宛てに郵送されます。(必ずお受け取り下さい)

(8) 申告書の控え到着



- * **受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。
- * 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- * 登録日から**3か月を過ぎると撤回申告もできます**。

4. 本人確認書類とは(概要) **【重要】**

◆ 以下の書類のうち、2点のコピーをとり、申告書に添付してください。

※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの

- * **運転免許証** (運転経歴証明書含む) ※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要
有効期限内のもの
- * **健康保険証** (国民健康保険、社会保険等の保険証) ※ 社保の保険証は裏面に申告者の住所を手書き記載必要
※ 国民健康保険証の場合は、有効期限内のもの
- * **マイナンバーカード** (住民基本台帳カード含む) ※ 裏面不要(個人番号の記載があるため)
- * **障害者手帳** (身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等) ※ 有効期限内のもの
- * **旅券(パスポート)** ※ 有効期限内のもの
- * **在留カード・特別永住者証明書** ※ 有効期限内のもの
- * **住民票(原本送付)** ※ 申告者のみの抄本可
※ 発行日から6か月以内のもの
※ 本籍地、個人番号の記載は不要

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類

◆ **通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。**

★ ※有効期限内のもの

※住民票等は**発行日から6か月以内のもの**

(不明な点や詳細は、最寄りの支部にお問い合わせください。 0570-051-051)

《記入見本—登録用》

申告NO. 旧申告NO.

貸付自費(登録・訂正)申告書

口受理 口不受理

日本貸金業協会 御中

私は、「貸付自費に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴会に貸付自費(登録・訂正)申告書を致します。

依頼日: 2022年 4月 1日 氏名: **協会 太郎 (借主)** 所在地

■ 申告者(本人) * 姓字や通字は文字の通り記入してください

フリガナ **キョウカイ タロウ** (フリガナ必須) 期転・平仮・濁音

氏名 **協会 太郎** 性別 **男**・女 生年月日 **1年 7月 22日**

フリガナ **トウキョウトミナトクタクナワ3-19-15 タカナワマンション202号** (フリガナ必須)

住所 **東京都港区高輪3-19-15 高輪マンション202号**

フリガナ **自宅TEL 03-5739-5861 携帯TEL 090-1234-5678**

勤務先名 **勤高輪商事** (*無職の場合は記載不要)

勤務先TEL **03-0739-3024**

申告理由
1. 口キャンブル等をやめられたい
2. 口遊樂費を使わずにキャンブルを除く
3. 口通利に買い物をしてしまう

■ 申告者(本人以外)

登録者との続柄(* 本欄は、法定代理人等が申告する場合のみ記入してください)

フリガナ 期転・平仮・濁音

氏名 生年月日

フリガナ 住所

自宅TEL 携帯TEL

日本貸金業協会使用欄

申告者(本人・本人以外) 確認書類【 】 書類番号【 】

申告者(本人)との続柄の証明書類【 】

申告者(本人)不在の確認【 】

連絡事項【 】

■ 受付結果

決裁者 確認者 受付担当者

■ 処理結果

受理部 JIOC DIC 相談センター

確認日

【ご注意】
記載内容に不備があると「不受理」になる場合があります。
本人確認書類の記載と必ず確認してください。

【同封書類・・・申告する際に、封筒に必ず両封してください】
①本人確認書類(氏名・住所・生年月日のあるもの2点)
②返信用切手(404円分)

【貸付自費に係る承諾事項】

1. 貸付自費の登録・撤回・取消後について
2. 貸付自費の申請をした場合には、日本貸金業協会(以下「協会」という。)が個人信用情報機関(以下「指定または連携する各機関」という。)に登録の登録をした日から6か月が経過するまで申請を撤回できないこと。
3. 貸付自費の申請が審査対象本人によるものではない場合には、協会が指定または連携する各機関に登録の登録をした日から6か月が経過しなくても審査対象者はその申請を取り消すことができること。
4. 貸付自費の申請がなされた場合、協会が指定または連携する各機関に対する当該情報の登録を否認または登録済みの貸付自費情報を削除するためには、別途、協会または連携する各機関個人信用情報センターに対し、貸付自費の申請の撤回または取消の手続きが必要となること。
5. 貸付自費情報が登録された場合、申請が撤回または取消とならない場合であっても、貸付自費情報が登録されているからと審査対象した場合にはその情報は抹消されること。
6. 貸付自費の申請が受理された場合であっても、貸付自費情報は協会が指定または連携する各機関に登録されるまでは、事務処理のために原則3営業日要すること。
7. 貸付自費情報の登録された場合であっても、貸付自費情報は協会が指定または連携する各機関に登録される前に締結された貸付方式基本契約に基づき貸付方式貸付が行われる場合があり得ること。
8. 貸付自費情報は協会が指定または連携する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定または連携する各機関の会員による権利関係を判断するものではないこと。
9. 協会が指定または連携する各機関は、以下の各機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報機関に登録されるものではないこと。

【協会が指定または連携する個人信用情報機関】

- 株式会社日本信用情報機構(JICO) (https://www.jico.co.jp/)
- 株式会社シーアイシー(CIC) (https://www.cic.co.jp/)
- 全国銀行個人信用情報センター(https://www.zengkenyo.or.jp/)

本申告書、または当該情報の登録により生ずる権利・義務等に関する訴訟については、協会の本部を管轄する原告裁判所もしくは地方裁判所を第一審の合衆管轄裁判所とする。また、連帯法はすべて日本法とする。

2. 個人信用情報機関の利用及び個人情報の利用について

- (1) 協会が、本申告書に基づき本人識別情報(貸付自費登録者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号)及び本人確認書類(本籍地を除く。)に記載された内容を、協会が指定または連携する各機関に提供し、当該機関に登録すること。
- (2) 協会が、本申告書の内容を当該申告者の登録情報の取扱い及び協力者の対応並びに貸金業者の苦情処理の判断に活用し得ること。
- (3) 協会が指定または連携する各機関が、本申告書に基づき協会から提供された上記(1)の情報及び本人申告内容も、登録日より5年以内の登録期間とし、当該期間に加盟する会員に対して、当該能力に関する調査のために提供すること。
- (4) 協会が指定または連携する各機関が、協会から提供された上記(1)の情報を、当該機関に登録されている個人情報に関わる本人の同一性確認の目的に利用すること。

3. 照会等申請の会の追加承諾事項

- (1) 本申告は配偶者または二親等以内の親族は、以下の各号のすべてに該当する場合は申請をすることができると、
- 貸金業者が所有不明者であり、その原因が登録の貸付付けたる登録情報の食糧を原因としている可能性があること。
- 貸付自費の対応を定めることが貸金業者の生命、身体または財産の保護のために必要であること。
- 申告を行うことにつき貸金業者の同意を得ることが困難と認められること。
- (2) 本申告または本申告に基づき登録により、貸金業者と親族等、協会及び協会が指定または連携する各機関との間に紛争が生じた場合は、本申告者の責任において解決すること。
- (3) 本申告書の書写及び本申告に基づき登録された情報は、貸金業者本人から協会及び協会が指定または連携する各機関に対して開示請求があった場合に、協会及び協会が指定または連携する各機関の定める開示手続に従って開示されること。
- (4) 申告者が本申告の際に協会に申告した内容及び提出した資料は、申告者の知る限りにおいて正確であること。

必ず1枚の用紙に印刷

※左右を切り離さないで

5. 郵送先(協会支部)

支部電話 0570-051-051 (※最寄りの支部につながります。)

- 北海道支部 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目2-6 大樹生命札幌大通ビル9階
- 宮城県支部 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-9-7 仙台Y Fビル5階
- 東京都支部 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
- 愛知県支部 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-6-35 C B C ANNEX 栄6階
- 石川県支部 〒920-0901 石川県金沢市彦三町2-5-27 名鉄北陸開発ビル9階
- 大阪府支部 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場一丁目16番20号 ムラキビルディング3階

- 広島県支部 〒730-0021 広島県広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング7階
- 香川県支部 〒760-0018 香川県高松市天神前10-1 高松天神前ビル4階
- 福岡県支部 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-3 サンライフ赤坂 Bldg.3階
- 熊本県支部 〒860-0845 熊本県熊本市中央区上通町7番32号 熊本県蚕糸会館内
- 沖縄県支部 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1-10-16 沖縄バス本社ビル207号室

★協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

(ホームページTOP > 協会について > 【協会の概要】事務所の所在地) →

https://www.i-fa.or.jp/association/summary/location_branch.php